

令和6年(ㄥ)第7号
(物件2及び7)

注 意 書

本件の「現況調査報告書」には、物件2～物件7についての記載がありますが、期間入札の公告、物件明細書にありますように本件ファイルで売却対象となるのは物件2及び7のみであり、本件ファイルでは物件3、4、5、6は売却対象外となりますので、ご注意ください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 19 日

鹿児島地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 橋 口 昌 明

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 10 日から 令和 7 年 9 月 17 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 24 日 午前 9 時 00 分 場 所 鹿児島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 8 日 午前 10 時 00 分 場 所 鹿児島地方裁判所民事第 3 部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 19 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
2,7	1,945,000 1,556,000	一括	389,000	25,400	5,443
2	1,646,000				
7	299,000				



物 件 目 録

- 2 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 7
地 目 宅地
地 積 1 5 5 . 0 2 平方メートル
- 7 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 1
地 目 公衆用道路
地 積 8 5 4 平方メートル

持分 1 6 分の 6



物 件 明 細 書

令和 7 年 1 月 22 日

鹿児島地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 橋 口 昌 明

1 不動産の表示

【物件番号 2, 7】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 2, 7】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受への参考となる事項

【物件番号 2】

本件土地の北西側部分隣地との境界が不明確である。

【物件番号 7】

隣地（地番 9 1 9 2 番の一部、9 1 9 0 番 2）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。）



IT

物 件 目 録

2 所 在 鹿児島市吉野町

地 番 9 1 9 1 番 7

地 目 宅地

地 積 1 5 5 . 0 2 平方メートル

所有者 株式会社NSクリエイト

7 所 在 鹿児島市吉野町

地 番 9 1 9 1 番 1

地 目 公衆用道路

地 積 8 5 4 平方メートル

共有者 株式会社NSクリエイト 持分16分の6



令和6年(ケ)第7号
令和6年3月6日受理
令和6年12月27日提出

現況調査報告書（物件2～7）

（補正書）

鹿児島地方裁判所

執行官 岩 田 一 重 （印）

(補正内容)

令和6年4月8日付提出の現況調査報告書3枚目記載の「A（占有者）」とあるのを「A（占有者会社代表者）」と補正する。

令和6年(ケ)第7号
令和6年3月6日受理
令和6年4月8日提出

現況調査報告書（物件2～7）

鹿児島地方裁判所

執行官 岩 田 一 重 （印）

物 件 目 録

2 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 7
地 目 宅地
地 積 1 5 5 . 0 2 平方メートル
所有者 株式会社NSクリエイト

3 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 8
地 目 宅地
地 積 2 4 7 . 3 6 平方メートル
所有者 株式会社NSクリエイト

4 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 9
地 目 宅地
地 積 1 6 7 . 7 2 平方メートル
所有者 株式会社NSクリエイト

5 所 在 鹿児島市吉野町
地 番 9 1 9 1 番 1 0
地 目 宅地
地 積 2 2 0 . 1 7 平方メートル
所有者 株式会社NSクリエイト



物 件 目 録

6 所 在 鹿児島市吉野町

地 番 9 1 9 1 番 1 1

地 目 山林

地 積 7 4 2 平方メートル

所有者 株式会社NSクリエイト

7 所 在 鹿児島市吉野町

地 番 9 1 9 1 番 1

地 目 公衆用道路

地 積 8 5 4 平方メートル

共有者 株式会社NSクリエイト 持分 1 6 分の 6



(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり				
住 居 表 示	(住居表示未実施)				付 近
土 地	物件 2 ～ 7				
現 況 地 目	☒ 宅地 (物件 2 ～ 5) ☒ 公衆用道路 (物件 7) ☐ 農地 (物件) ☒ 雑種地 (物件 6) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐				
形 状	☒ 公図のとおり (物件 2 ～ 5、7) ☒ 地積測量図のとおり (物件 6) ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 (物件 2 ～ 5、7) ☒ その他の者 (物件 6) ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している (物件 3 ～ 5) ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者 (土地所有者) が更地の状態で占有している (物件 2) ☒ 上記の者 (その他の者) が物置場として占有している (物件 6) ☒ 上記の者 (土地所有者) が他の共有者ととともに道路として利用している (物件 7) ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり				
そ の 他 の 事 項	物件 2 及び物件 7 上に件外物件として電柱及び街灯柱がそれぞれ存する。				
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日				
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件6関係)			
占有範囲		☒ 全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ☒ 有限会社豊興建	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☒ 資材等置場 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人(☒ A(占有者) ☐ ())の陳述 / ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期		令和4年ころ	
最初の	契約日	令和4年ころ	
契約等	期間	令和4年ころから ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	令和4年ころから ☐ 年 月 日まで 年間	
契約等		☒ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☒ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈複数〉)

目的外建物の概況（物件3、4関係）

1	所 在	鹿児島市吉野町9 1 9 1 番8
	家 屋 番 号	■ない（未登記） □
	種 類	□居宅 □店舗 □共同住宅 □工場 □倉庫 ■車庫
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	床 面 積（概 略）	約1 8 m ²
	所 有 者	■土地所有者 □その他の者（ ） □不明
	建 築 時 期	■昭和6 0 年ころ □不明
	建 築 者	□現所有者 □その他の者（ ） ■不明
そ の 他 の 事 項		
2	所 在	鹿児島市吉野町9 1 9 1 番9
	家 屋 番 号	■ない（未登記） □
	種 類	□居宅 □店舗 □共同住宅 □工場 □倉庫 ■車庫
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	床 面 積（概 略）	約1 8 m ²
	所 有 者	■土地所有者 □その他の者（ ） □不明
	建 築 時 期	■昭和6 0 年ころ □不明
	建 築 者	□現所有者 □その他の者（ ） ■不明
そ の 他 の 事 項		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈複数〉)

目的外建物の概況（物件5関係）

3	所 在	鹿児島市吉野町9 1 9 1 番 1 0
	家 屋 番 号	■ない（未登記） □
	種 類	□居宅 □店舗 □共同住宅 □工場 □倉庫 ■車庫
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	床 面 積（概略）	約18㎡
	所 有 者	■土地所有者 □その他の者（ ） □不明
	建 築 時 期	■昭和60年ころ □不明
	建 築 者	□現所有者 □その他の者（ ） ■不明
そ の 他 の 事 項		
	所 在	
	家 屋 番 号	□ない（未登記） □
	種 類	□居宅 □店舗 □共同住宅 □工場 □倉庫 □
	構 造	
	床 面 積（概略）	
	所 有 者	□土地所有者 □その他の者（ ） □不明
	建 築 時 期	□ 年 月 日ころ □不明
	建 築 者	□現所有者 □その他の者（ ） □不明
そ の 他 の 事 項		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
有限会社豊興建代表者	1 本件土地は建設業をしていた私の父が代表を務めていた瀬島建設株式会社が開発許可を受けて造成した土地になります。 2 瀬島建設株式会社による宅地造成は、物件2及び7については完了していますが、物件3～6については開発途中で作業が止まったままとなっています。私の記憶では昭和の終わり頃から現在まで作業が止まったままの状態だと思います。 3 本件宅地開発が途中で頓挫した事情については私も分かりません。 4 私は物件6を本件所有者から無償で借りて、同土地を資材や重機等の置場として利用しています。 5 物件6の土地は無償で借りる代わりに、雑草等の草払いをして管理しています。 6 本件所有者会社の代表とは以前会ったことはありますが、現在の連絡先は分かりません。 7 物件6の土地の範囲は概ね把握していますが、境界ははっきりしないところもあります。
鹿児島市土地利用調整課 担当者	1 本件各土地はいずれも昭和59年に開発許可を得ている開発事業対象地です（通称名：瀬島団地開発工事）。当該開発事業のうち、物件2及び7は第1工区において事業が完了していますが、物件3～6を含む第2工区は工事未了のまま開発許可が取り消されています。 2 物件3～6の土地の利用に際し、当該土地をどのように利用するかによって改めて開発許可を要するか否かが変わってきます。 3 物件3～5については擁壁が造られています（写真5～11）、改めて開発許可を要する場合には当該擁壁を再度造り直す必要があると思われます。 4 物件3～6について開発許可を要しないと判断された場合には物件3～5の擁壁を必ずしも造り直す必要はありませんが、同土地は建築基準法上の崖地規制を受けることになります。 5 物件7に接面している道路部分（地番9190-2）（写真11、12）は物件7を含め開発道路であり、都市計画法上公共施設に該当しますが、物件7から物件6に向かう私道部分（地番9190番2）（写真11、13）は開発が完了していないため開発道路には該当しません。なお、開発道路は管理者である鹿児島市に移管されるのが都市計画法上の原則ですが、本件各土地を含む通称瀬島団地内の私道は開発事業完了部分についても私道のままとなっています。

執行官の意見

(物件2～7関係)

- 1 本件土地は物件7が私道(登記簿上9190-2の土地は、本件所有者会社を含む私人等共有名義の公衆用道路である。)に接面している。なお、鹿児島市担当者によると物件7と接面している部分は開発道路に該当するが、物件7から物件6に上る登り口部分は開発道路には該当しないとのことであった(写真11～13)。
- 2 物件2は開発事業において自動車の転回スペースとして予定されていた部分がアスファルト舗装されている(写真1～3)。
- 3 物件3～5は物件7と約4.5メートルの高低差があり、同じく物件6は物件3～5と約4.5メートルの高低差が存する(写真6～15)。なお、物件7には目的外土地(9192番)に至るための階段が設置されている(写真5)。
- 4 物件3及び4には物件7からの登り口となる階段が設置されている(写真7、8)が、物件5及び6は登り口が造られていない。そのため原状のままでは、物件5へは9190-2の私道と9190-11(登記簿上瀬島建設株式会社名義の山林である。)を通行のために利用する必要がある。また、物件6に至るには同じく9190-2と9192(登記簿上私人名義の宅地である。)の各私道を通行のために利用する必要がある。
- 5 鹿児島市土地利用調整課担当者によると、本件各土地が存する通称瀬島団地内の道路は、開発工事が終了した開発道路についても鹿児島市に移管されず私道のままとされており、同団地の私道は鹿児島市道に接続しているとのことであった。
- 6 本件各土地のうち、物件2及び7は、開発許可に伴う工事が完了しているが、物件3～6については開発許可が取り消されている。そのため、物件3～6の土地を利用するに際しては、その利用方法により改めて開発許可を必要とする場合もあるとのことであった。
- 7 本件各土地と周辺隣接地との境界のうち、物件2と北西側隣接地との境界は外観上不明瞭である。また、物件5と9190-11との境界、物件6と9192との境界及び物件7と9192との境界のうち一部(写真4)と9190-2との境界はいずれも外観上不明瞭である。
- 8 本件所有者会社代表者に対し照会書を送付して接触を試みたが、同人から応答はなく陳述を得ることはできなかった。なお、物件所在地臨場時に物件6を除き他の占有者による占有を推認させるような事情は存しなかったことから、物件6を除く各土地(但し物件7は共有私道)については本件所有者が更地の状態で占有しているものと判断した。

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 3 月 6 日 ： — :	執行官室	当事者宛照会書送付 税務資料交付申請
6 年 3 月 1 8 日 14 : 40 — 15 : 15	物件所在地	物件確認
6 年 3 月 2 2 日 10 : 20 — 12 : 25	物件所在地	立入調査、有限会社豊興建代表者と面談
6 年 3 月 2 7 日 10 : 30 — 10 : 40	執行官室 (電話)	有限会社豊興建代表者から聴取
6 年 3 月 2 8 日 15 : 30 — 16 : 00	鹿児島市役所土地利用 調整課	担当者と面談
6 年 3 月 2 9 日 8 : 35 — 8 : 40	鹿児島地方法務局	土地全部事項証明書（9 1 9 0 - 2 外）交付申請
年 月 日 ： — :		

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

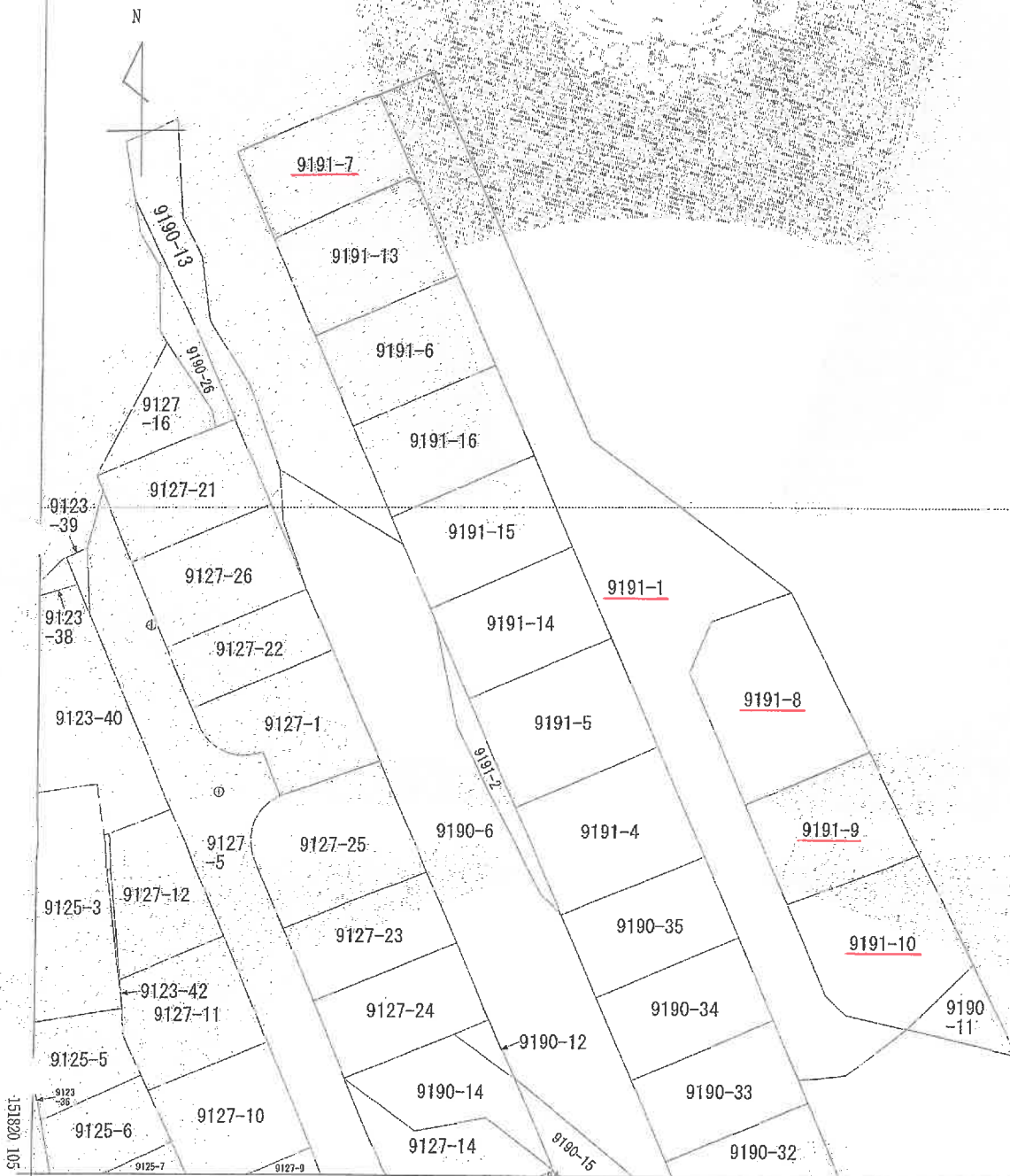
9127-4
9127-27

9123-41

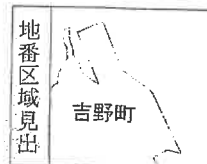
(座標値種別：測量成果)

-40288.047

-151694.105



-40413.047 (座標値種別：測量成果)



請求部	所在	鹿児島市吉野町				地番	9191番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	平成21年3月25日				備付年月日(原図)	平成21年7月6日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方法務局管轄)

令和6年2月2日
福岡法務局

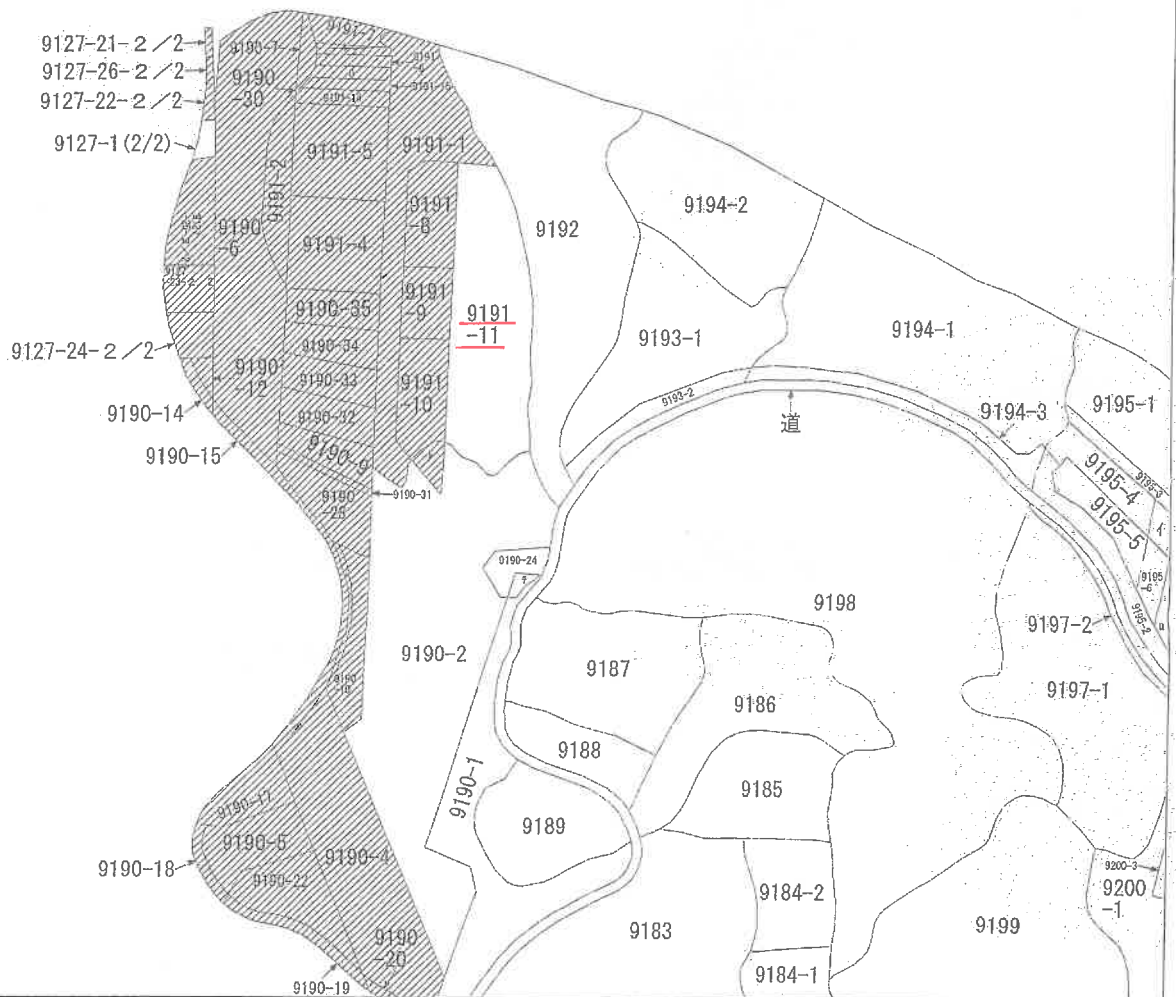
A3判をA4判に縮小した

登記官

(9 枚目)

請求番号：12-1
(1/1)

イ 9195-8 ハ 9191-16 ホ 9191-12 ト 9190-11
ロ 9195-7 ニ 9191-13 ヘ 9190-16 チ 9190-23



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



請求部	所在	鹿児島市吉野町				地番	9191番11		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項	方位不明		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方法務局管轄)

令和6年2月2日

福岡法務局

登記官

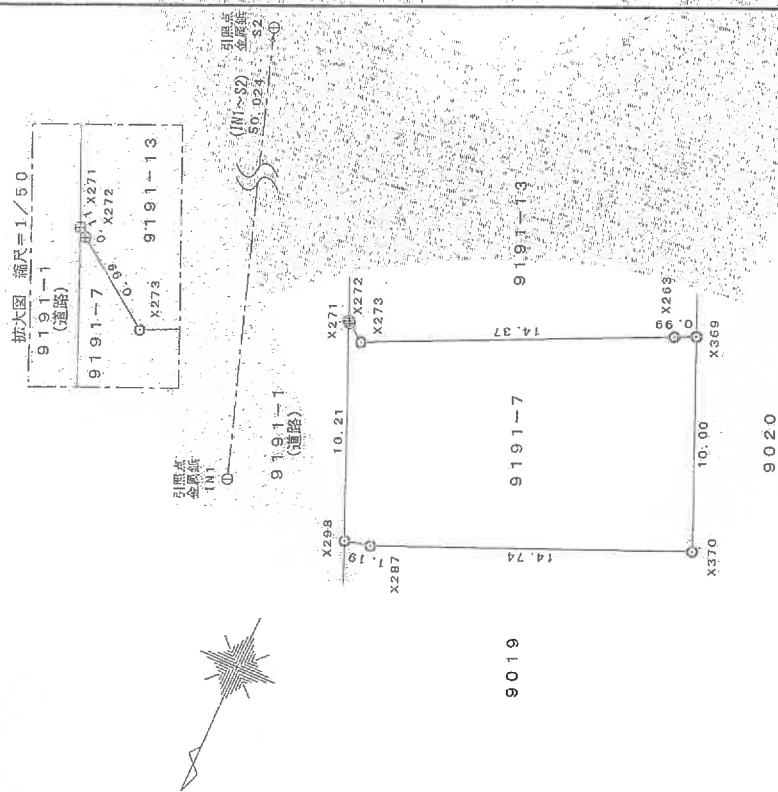
(10 枚目)

A3判をA4判に縮小した

請求番号: 18-1

(1/1)

土地の所在



座標求積表

地帶	9191-7	$(X_{n+1} - X_n) Y_n$
測点	X_n	Y_n
X271	-151716.051	-40374.437
X298	-151706.971	-40378.486
X287	-151706.934	-40393.649
X370	-151712.647	-40393.241
X369	-151721.838	-40389.289
X293	-151721.418	-40388.384
X273	-151715.392	-40376.331
X272	-151715.981	-40374.523
		借面積
		310.047825
		155.0237605
		借面
		155.02
		地積
		46.90

測 点 名	X 座 標	Y 座 標	使 用 年 次 及 座 標 類	測 点 種 類
335	-151779.715	-45582.244	實 地 測 定	地區行政區邊界點
336	-151826.030	-40374.729	實 地 測 定	地區行政區邊界點
N1	-151707.132	-40372.419	金 屬 板	引 照 点
2	+151754.561	-40386.485	金 屬 板	引 照 点

田	⊕	⊗	●	○	⊙
境界標	コンクリート杭	プラスチック杭	ブレート	金鼠	なし
凡例					

人請毋

縮尺	1/250
----	-------

A3判をA4判に縮小した

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(鹿児島地方広務局管轄)

令和6年2月2日 福岡広務局

(12 枚目)

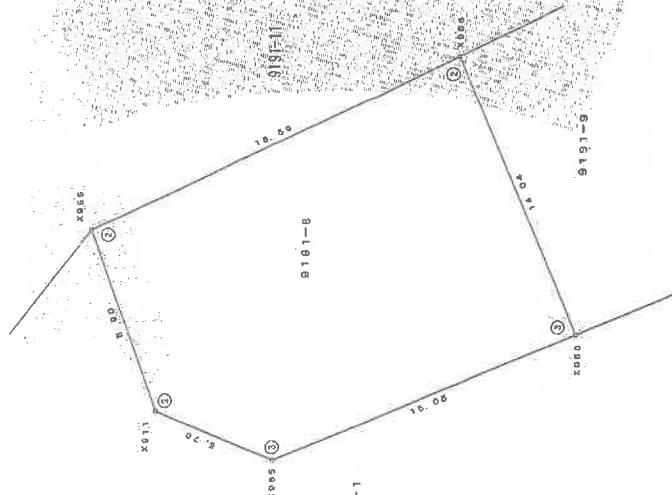
登記証

A3判をA4判に縮小した

地積測量図

地番 9191-8

土地の所在 鹿児島市吉野町



世界測地系 座標系Ⅱ系

座標求積表

地番	9191-8								
点名	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$					
X955	-151758.742	-40335.220	13.560	-846945.864660					
X911	-151761.828	-40343.584	-8.422	338773.664448					
X955	-151767.164	-40345.771	-19.161	773065.318131					
X950	-151780.989	-40339.807	-8.224	331754.572768					
X956	-151775.388	-40326.928	22.247	-897153.167216					
				494.723571					
				247.3617855					
				247.36					
				倍面積、 面積					

使用した点 (法務局地図作成基準点)

点名	X	Y
535	-151776.715	-40334.244
536	-151826.030	-40374.729

縮尺	250
縮尺	250

作業機図

計画機図

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(鹿児島地方司法務局管轄)

令和6年2月2日 福岡司法務局

登記号

(13 枚目)

A3判をA4判に縮小した

地積測量図

地番	9191-9
土地の所在	鹿児島市吉野町

座標系Ⅱ系 世界測地系 座標求積表

9191-9					
点名	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_{n+1}-Y_n$	
X866	-151775.388	-40356.828	5.086	-205102.765808	
X860	-151780.880	-40359.907	-16.079	648623.750753	
X948	-151791.467	-40356.285	-5.086	205148.259510	
X887	-151786.076	-40321.588	16.078	-648330.813452	
				倍面積	335.447003 m ²
				面積	167.7235015 m ²
				地積	167.72 m ²

使用した点 (法務局地図作成基準点)

点名	X	Y
535	-151779.716	-40384.244
536	-151826.030	-40374.729

用途区分	比例尺
① 工場	1/250
② 倉庫	1/250
③ 事務所	1/250
④ 店舗	1/250
⑤ 住宅	1/250
⑥ 農地	1/250
⑦ 森林	1/250
⑧ 水域	1/250
⑨ 未利用地	1/250

作業機図

計画図

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(鹿児島地方司法務局管轄)

令和6年2月2日 福岡司法務局

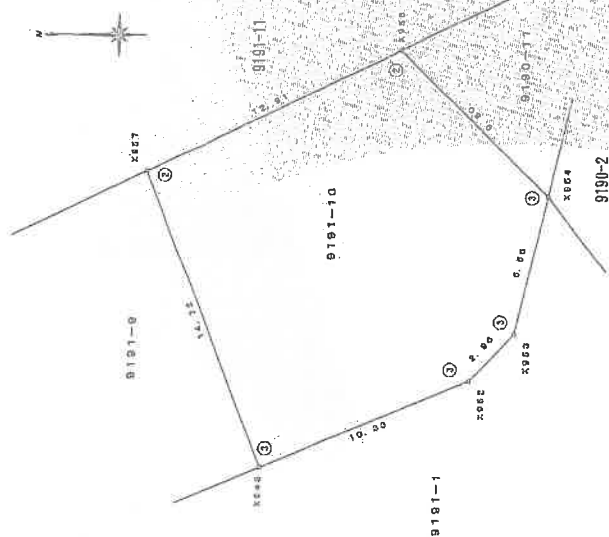
登記簿

(14 枚目)

A3判をA4判に縮小した

地積測量図

地番	9191-10
土地の所在	鹿児島市吉野町



座標求積表 世界測地系 座標系Ⅱ系

地番	9191-10	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$
X957		-151786.075	-40321.588	6.160	-248380.982080
X848		-151791.467	-40335.285	-14.882	500298.711370
X952		-151800.957	-40331.182	-11.676	484453.891912
X953		-151802.983	-40329.017	-3.483	139859.385871
X954		-151804.420	-40322.608	5.356	-215967.889446
X955		-151797.627	-40315.823	16.345	-738593.772935
倍面積					440.345080
面積					220.1728450
地積					220.17

使用した点 (法務局地図作成基準点)

座標リスト	
点名	X Y
536	-151826.030 -40874.729
535	-151779.715 -40394.244

縮尺	縮尺
1	250

作業機関

計画機関

縮尺 250

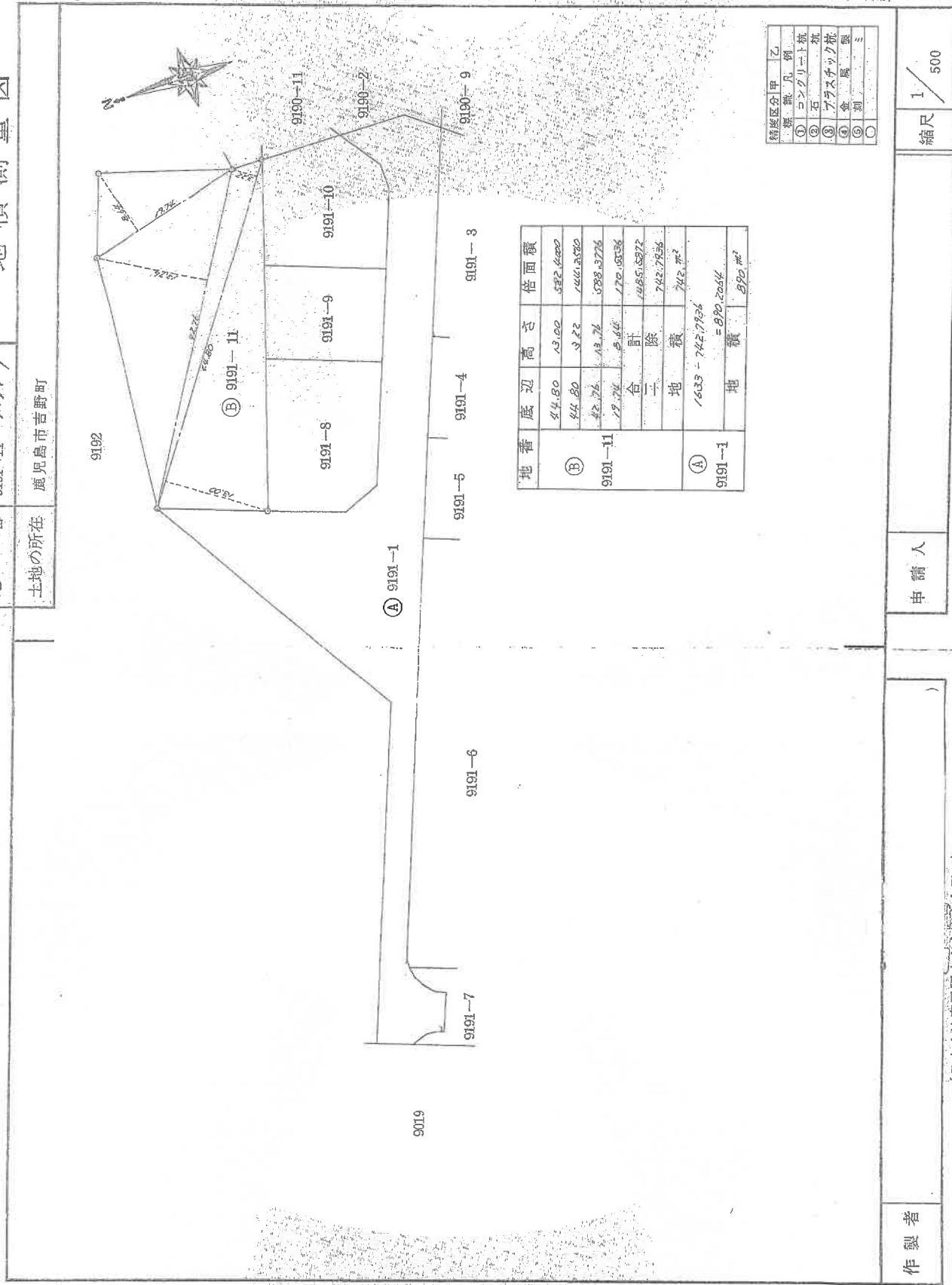
244074

前 9191-1 後・新

地積測量図

地番 9191-11、9191-1

土地の所在 鹿児島市吉野町



地番	底辺	高さ	倍面積
9191-11	44.80	13.00	582.4000
9191-11	44.80	3.22	144.2560
9191-11	42.76	13.76	588.3726
9191-11	19.74	5.64	170.5536
合計			1485.5822
除			742.7956
地積			742.7956
9191-1	1633	742.7956	1213.2064
9191-1			890.2064

精製区分	甲	乙
①	コンクリート	杭
②	石	杭
③	プラスチック	杭
④	金	製
⑤	銅	製
⑥	鉄	製

作製者

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(鹿児島地方裁判所管轄)

令和6年2月2日

福岡法務局

登記官

A3判をA4判に縮小した

(1) 平成22年8月12日
法14条第1項地図作成前

A3判をA4判に縮小した

(16 枚目)

(鹿児島地方税务局管轄)

福岡法務局

예시 2

(17 枚目)

A3判をA4判に縮小した

請求番号: 12-9

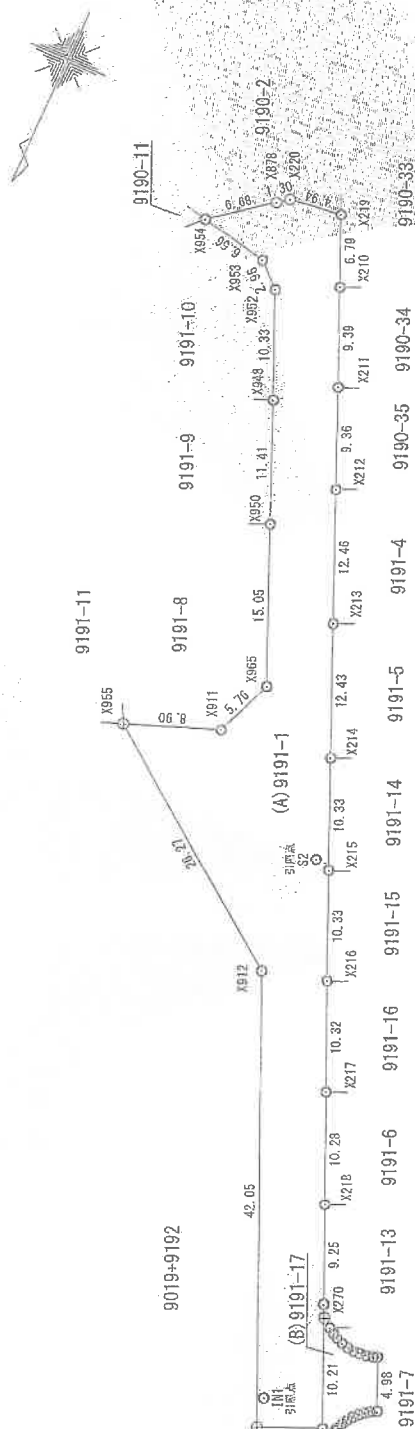
(7/4)

A

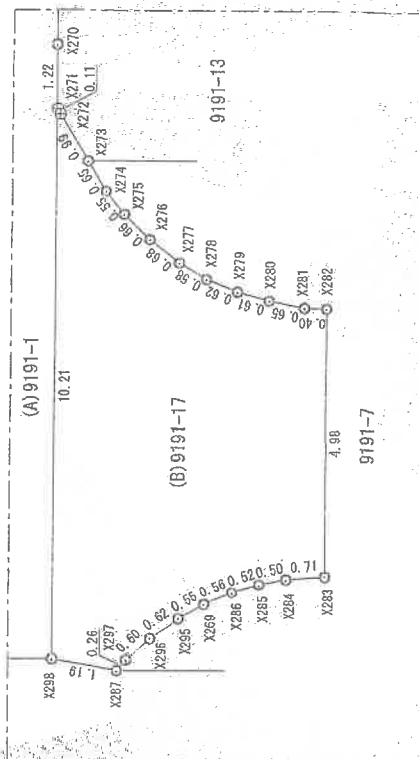
地積測量圖 ①/2

91.91-1、-17

吉野町
鹿兒島市
土地の所在



拡大図=1/100



測 點 的 基 準		測 點 年 月 日	
測 點 系：世 界 測 量 基 準		今 日 3 年 2 月 1 4 日	
座 標 系：II 系 座 標 系 數：0.999920			
點 名	X 座 標	Y 座 標	基 準 點 名
235	-151779.715	-45592.244	真 光 橋
336	-157266.030	-40374.729	真 光 橋
IN1	-151707.132	-40372.419	金 鳳 凰
235	-151754.551	-40356.485	金 鳳 凰

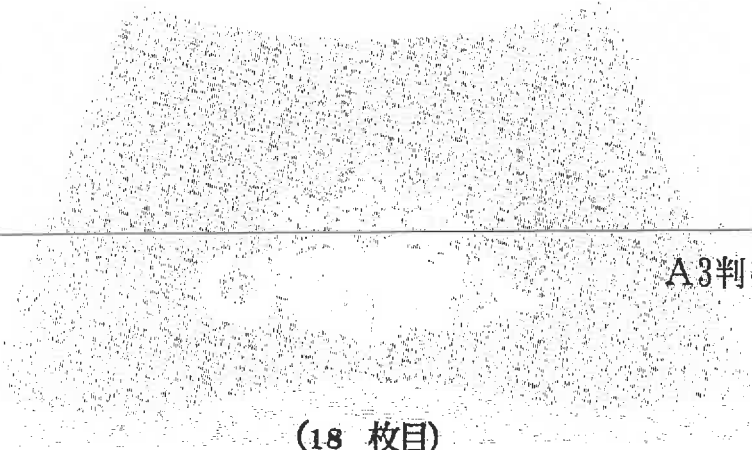
抗	抗	ト	候	し	卓
リ	チ	ー	屋	な	照
コ	ブ	ア	金	引	界
ン	ラ	レ	銀	金	標
ク	ス	ー	貨	貨	識
ト	テ	ト	金	貨	凡
抗	ク	ト	貨	貨	例

作者

申請人

縮尺 $\frac{1}{500}$

(1) 令和3年3月9日
9191番17は、9191番7に合筆



(18 枚目)

A3判をA4判に縮小した

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(鹿児島地方事務局管轄)
令和6年2月2日 福岡法務局

(19 枚目)

登記官

A3判をA4判に縮小した

地 番 9191-i-17 地 積 測 量 図 (2/2)

土地の所在 鹿児島市吉野町

座 標 求 積 表

地 番	(A) 9191-i-1	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
測 点	X _n Y _n	
X299	-151704.352 -40372.922	-1464527.745550
X298	-151706.671 -40378.486	472387.607714
X271	-151716.051 -40374.437	423770.900752
X270	-151717.167 -40373.941	387672.451187
X218	-151725.658 -40370.265	723879.239646
X217	-151735.098 -40366.175	763608.32475
X216	-151744.576 -40362.076	765224.598884
X215	-151754.057 -40357.989	765267.808178
X214	-151763.637 -40353.859	843557.068536
X213	-151774.961 -40348.941	822417.140201
X212	-151786.398 -40343.995	808211.251835
X211	-151794.994 -40340.278	694699.827438
X210	-151803.619 -40336.550	598562.479200
X219	-151809.858 -40333.861	228370.320982
X220	-151809.281 -40328.951	-55371.649723
X878	-151808.485 -40327.912	-196033.880232
X954	-151804.420 -40322.608	-221854.989216
X953	-151802.983 -40319.017	-139659.385871
X952	-151800.957 -40311.182	-464453.891912
X948	-151791.487 -40308.307	-805414.870880
X950	-151780.989 -40303.907	-980378.329521
X965	-151767.164 -40345.771	-773065.318131
X911	-151761.828 -40343.584	-338773.664448
X955	-151758.742 -40335.226	-761609.737332
X912	-151742.946 -40356.217	-2194974.642630
倍 面 積		1708.911582
地 積		854.4557910
坪 数		258.47

地 番	(B) 9191-i-17	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
測 点	X _n Y _n	
X298	-151708.671 -40378.486	368130.658652
X297	-151706.624 -40379.649	20876.278533
X296	-151707.188 -40379.728	32707.876600
X295	-151707.744 -40379.853	44074.159670
X269	-151708.278 -40380.292	36370.784700
X286	-151709.129 -40380.623	34363.910173
X285	-151709.470 -40381.013	30326.140769
X284	-151709.755 -40381.410	25279.765697
X283	-151710.083 -40382.460	197912.438460
X282	-151714.658 -40380.469	178400.912042
X281	-151714.501 -40380.091	-11831.268653
X280	-151714.363 -40379.448	-8923.856008
X279	-151714.261 -40378.839	-4118.641578
X278	-151714.280 -40378.217	2140.045501
X277	-151714.333 -40377.636	9771.267912
X276	-151714.503 -40376.973	16716.006822
X275	-151714.747 -40376.354	20470.811478
X274	-151715.010 -40375.861	28042.430875
X273	-151715.392 -40375.331	39200.440401
X272	-151715.981 -40374.523	20608.810657
X271	-151716.051 -40374.437	-375889.009470
倍 面 積		83.492780
地 積		24.263800
坪 数		34.24
合 計		888.7021910

作成者

申請人

縮尺

(1) 令和3年3月9日
9191番17は、9191番7に合筆

A3判をA4判に縮小した

(20 枚目)

土地建物位置関係図



↑
○ 写真番号及び撮影場所

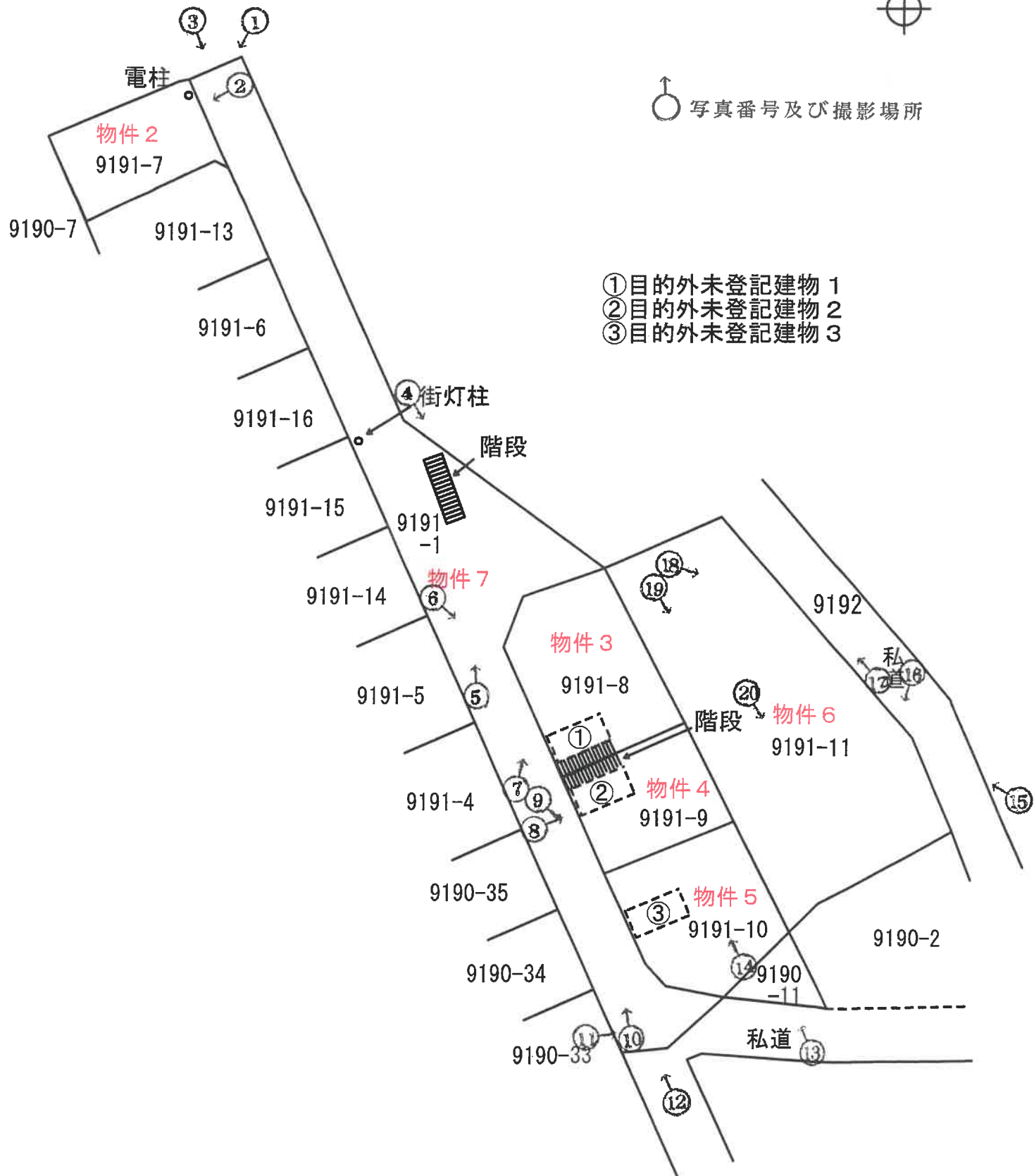


写真1



写真2



写真3



写真4 赤点線は境界付近の線(物件7と9192との境界不明瞭部分)



写真5

物件7 物件7上に存する階段 物件3



写真6

物件3 物件7

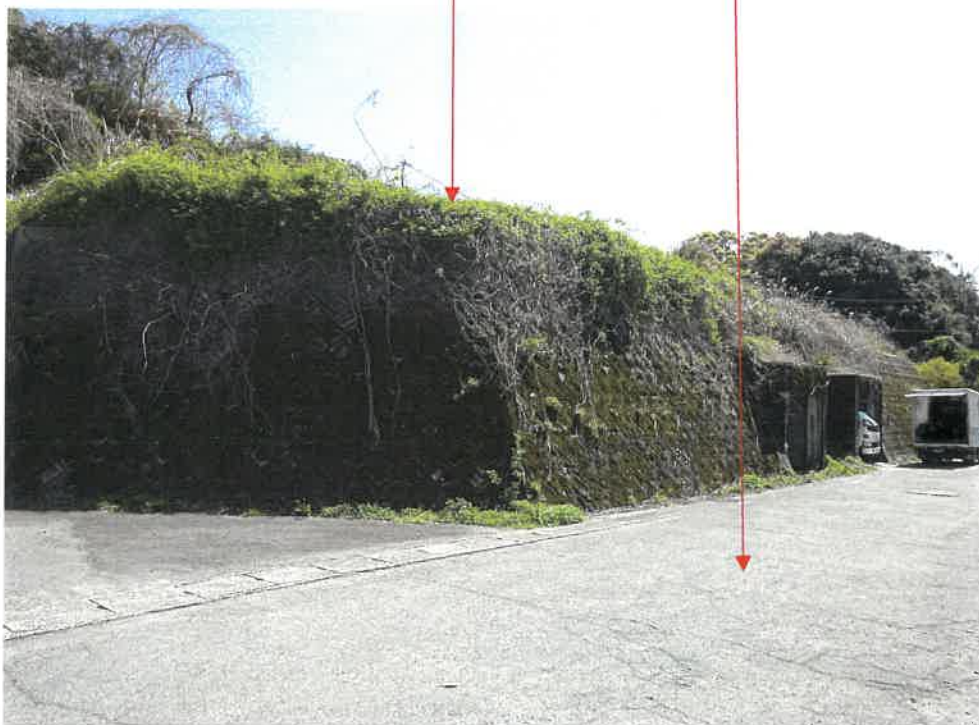


写真7



写真8



(25枚目) 物件7

写真9

物件4

目的外未登記建物2

物件5

目的外未登記建物3



写真10

物件7

目的外未登記建物3

物件5



物件7

(26枚目)

写真11 赤点線は境界付近の線



物件7 9190-2(開発道路に該当する部分)
写真12 赤点線は境界付近の線



写真13 赤点線は境界付近の線



9190-2(開発道路に該当しない部分)

写真14



写真15 赤点線は境界付近と思われる線

物件6



写真16

境界付近に存する側溝
物件6



写真17 赤点線は境界付近と思われる線

物件6



写真18

物件6上に存する瓦礫等

物件6



(30枚目)

写真19

物件6



写真20

物件6



(31枚目)

令和6年 (ケ) 第7号
令和6年11月15日 現地調査
令和6年11月26日 評価

鹿児島地方裁判所 御中

評 価 書

(物件2、7)

評価人 不動産鑑定士
大 吉 修 郎

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3,970,000円	
内 訳 価 格	
物件2（土地）	金 3,360,000円
物件7（土地）	金 610,000円

- 1 一括価格は、物件2、7の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登記	現況
2	所在地 地番 地目 地積 所有者	鹿児島市吉野町 9191番7 宅地 155.02平方メートル 株式会社NSクリエイト	
7	所在地 地番 地目 地積 共有者 持分	鹿児島市吉野町 9191番1 公衆用道路 854平方メートル 株式会社NSクリエイト 持分16分の6	
番号	特記事項		
	① 数量については、現地の状況等により正確に確認できないが、法務局備付けの図面（公図等）と現地の状況が概ね符合するので、登記上の数量を採用して評価した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件2, 7）

位 置 ・ 交 通	J R 鹿児島本線「鹿児島」駅の北方・約3.4km 「早馬」バス停の東方・約330m (いずれも直線距離 別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	受命物件の存する地域は、鹿児島市郊外部の高台の戸建住宅を中心とした住宅地域である。約40年前に開発されたやや古い団地であり、幹線から当地域に至る道路は屈曲し、街路条件にやや劣る。今後も現状で推移していくものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域内 第一種低層住居専用地域 40% 60% — —
画 地 条 件	物件2 地積 : 155.02 m² 規模 : ほぼ標準的 間口 : 約10m 奥行 : 約16m 形状 : ほぼ整形 地勢 : ほぼ平坦 高低差: 接面道路とほぼ等高接面 接面道路との関係: 中間画地 物件7 地積 : 854 m² 規模 : ほぼ標準的 幅員 : 約6m 長さ : 約110m 形状 : やや不整形 地勢 : ほぼ平坦 高低差: 南東側私道にほぼ等高接面	
接面道路の状況	物件2: 北東約6m舗装私道—物件7(建築基準法第42条第1項第2号) 物件7: 南約6m舗装私道(建築基準法第42条第1項第2号)	
土地の利用状況等	土地利用の状況は、現況調査報告書記載のとおり。 隣接地は、戸建住宅、川、空地、山林である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: 物件2 引込みあり ガス配管: なし 下 水 道: なし	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	現地調査、当事者等からの聴取によると土壌汚染をうかがわせる事実 は認められなかった。ただし、評価人としての調査には限界があり、 詳細については専門家による調査を要する。	

特 記 事 項	① 物件 2 土地は、北西側隣接地との境界が外観上判然としない。物件 7 土地は、隣接地9192番との境界の一部と隣接地9190番2との境界が判然としない。ただし、物件 2、7 土地については法第 14 条地図が存するので復元は可能であると思われる。 ② 物件 2 土地上に、電柱及び開発時自動車転回スペースとして予定されていたアスファルト舗装部分が存し、残余の部分には雑草が繁茂している。また、西側には河川が存する。 ③ 物件 2、7 土地は、開発許可を受けて開発されている。 ④ 物件 7 土地上に、街灯柱及び隣接地に至る階段が存する。 ⑤ 物件 2、7 土地は、土砂災害特別警戒区域に存する。また、物件 2 土地の全て及び物件 7 土地の一部は、土砂災害警戒区域に存する。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 更地価格（物件2、7）

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	建付減価	共有持分割合	更地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
	ア	イ	ウ	エ	オ	
2	34,500	0.90	155.02			4,813,000
7	34,500	0.08	854		6/16	883,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 鹿児島(県)－1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $31,200 \text{ 円/㎡} \times 100.0/100 \times 100/104 \times 100/87 = 34,500 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位＋4

◇地域格差：街路条件 接近条件 環境条件 行政的条件

$1.02 \times 0.95 \times 0.90 \times 1.00 = 0.87 (100/87)$

イ 個別格差：物件2

方位＋2 電柱・舗装部分－2 河川隣接－5 土砂災害特別警戒区域－5

$1.02 \times 0.98 \times 0.95 \times 0.95 = 0.90$

物件7

私道－90 街灯柱－1 階段－10 土砂災害特別警戒区域－5

$0.10 \times 0.99 \times 0.90 \times 0.95 = 0.08$

ウ 地積：登記数量による。

エ 共有持分割合：物件7 6/16

2 評価額の判定

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
2	4,813,000		1.00	1.00	0.70	3,360,000
7	883,000		1.00	1.00	0.70	610,000
一括価格（合計）						3,970,000

（一万円未満切捨て）

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の競売市場の特殊性による修正

第 6 参考価格資料

1 地価調査価格 鹿児島(県)-1

所 在：鹿児島市吉野町 8640 番 27
価 格：31,200 円／ m^2 (対前年変動率 $\pm 0.00\%$)
位 置：中別府入口バス停 500m
価 格 時 点：令和 6 年 7 月 1 日
地 積：163 m^2
供給処理施設：水道 下水
接 面 街 路：南西 6m 市道
用途指定等：第 1 種低層住居専用地域 40% 60%
地域の概要：一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

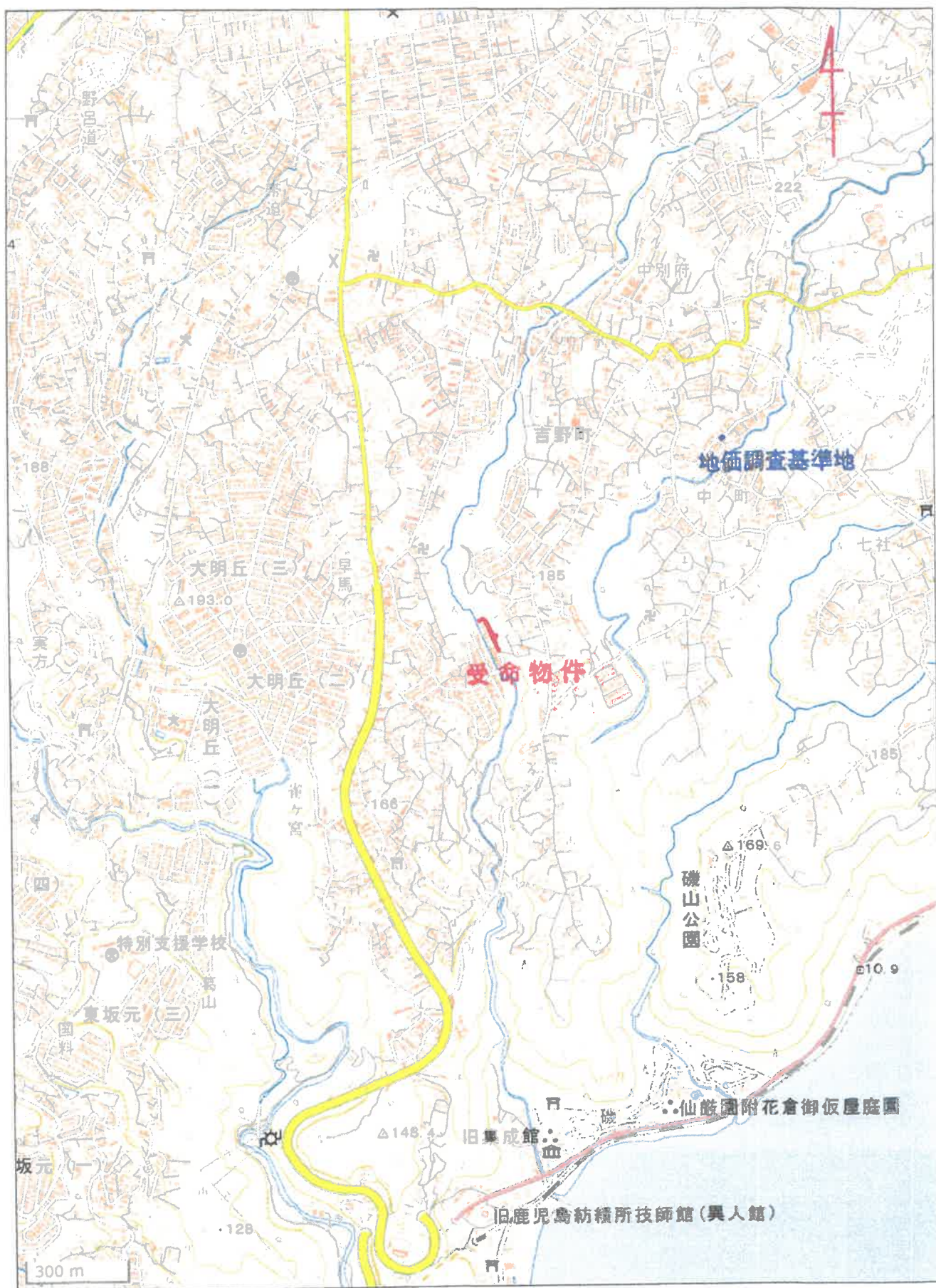
2 固定資産税評価額(令和 5 年 1 月 1 日)

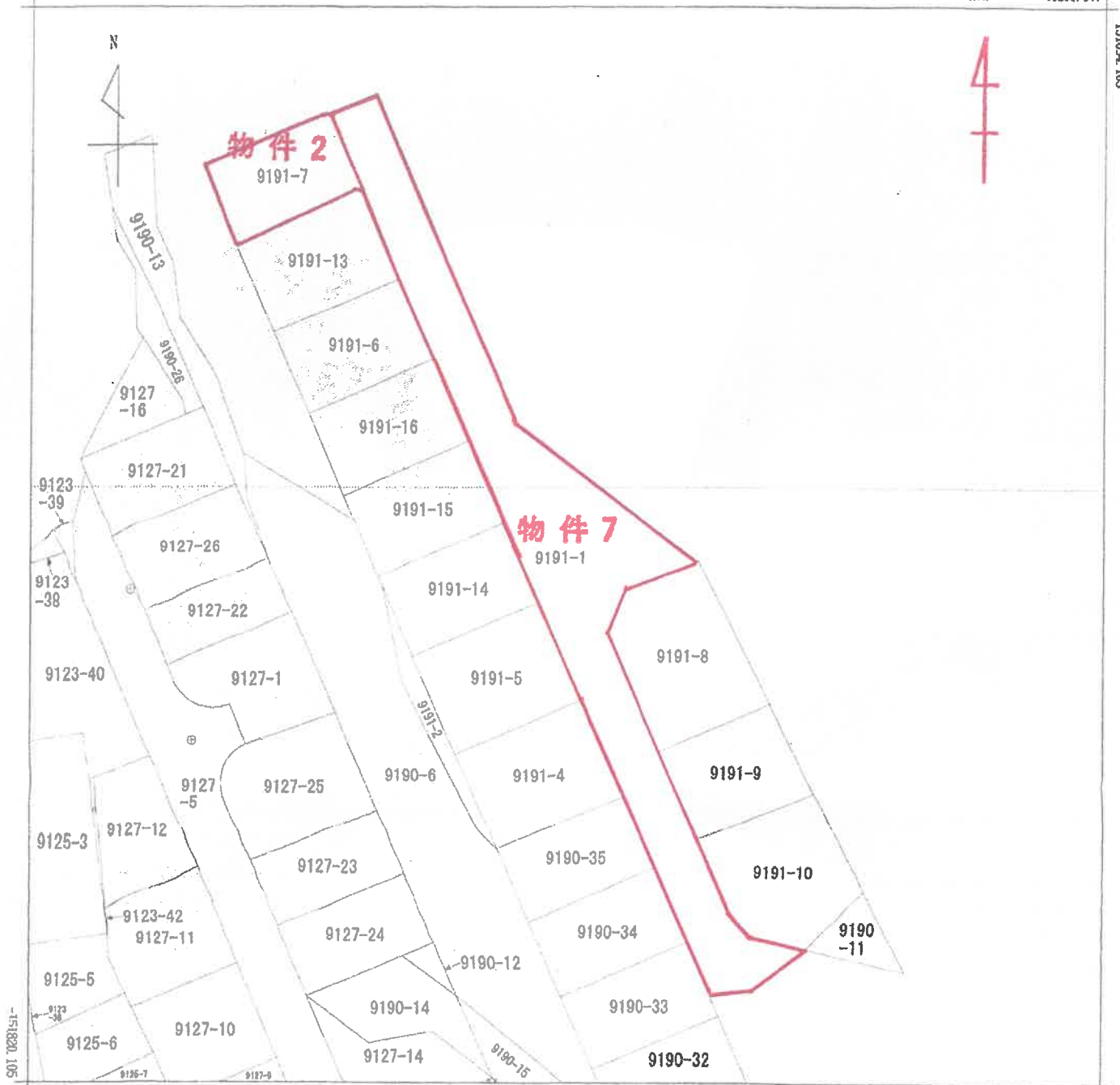
物 件 2	2,591,934 円
物 件 7	評 価 額 未 定

第 7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 住宅地図写し(ゼンリン住宅地図 鹿児島市 202309)
- 3 公図写し
- 4 地積測量図
- 5 見取図
- 6 現況写真

以 上





-40413.047 (座標値種別：測量成果)



請 求 部 分	所 在					鹿 児 島 市 吉 野 町		地 番	9191番1		
出 力 尺 寸	1/500		精 度 区 分	甲 一	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅱ	分 類	地 図 (法 第 1 4 条 第 1 項)		種 類	法 務 局 作 成 地 図
作 成 年 月 日	平成21年3月25日					備 付 年 月 日 (原 図)	平成21年7月6日			補 記 事 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方務局管轄)
令和6年2月2日
福岡法務局

請求番号：12-1
(1/1)

登記官

A3→A4縮小

244074

前 9191-1 後・新

地番 9191-11、9191-1

土地の所在 鹿児島市吉野町

地積測量図



地番	底辺	高さ	積面積
B	874.80	13.00	5782.6400
	544.80	13.12	14649.5860
	827.74	13.74	5758.1276
	177.70	2.44	179.5536
A	合計		19855.9272
	二除		753.7936
	地積	742.2704	m ²
	1633 - 742.2704		
9191-1	地積		2097.2064
	地積		870.00

測量区分	甲	乙
測量方法	コンクリート	石
測量器具	アラスチック板	金
測量士	〇	〇

申請人

6月 24日(作製)

作製者

縮尺 1/500

地積測量図

(日加算)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(鹿児島地方裁判所)

令和6年2月2日

福岡地務局

登記官

A3→A4縮小

登記年月日：令和3年3月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(鹿児島地方裁判所書記官)

令和6年2月2日 福岡法務局

登記官

地積測量図

地番	9191-7
土地の所在	鹿児島市吉野町



座標求積表

地番	9191-7			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
X271	-151716.051	-40374.437	-375886.008470	
X298	-151705.871	-40372.466	-268139.658662	
X287	-151706.934	-40379.649	241308.782424	
X370	-151712.847	-40393.241	602020.863864	
X369	-151721.838	-40386.260	364254.453819	
X263	-151721.418	-40386.384	-260343.523264	
X273	-151715.392	-40375.331	-219520.674647	
X272	-151715.981	-40374.522	26506.810657	
		総面積	310.047521	
		面積	155.0237604	
		面積	155.02	
		片数	46.89	

物件2
9191-7

9019

9191-13

9020

地積測量図

測量の基準				測量年月日
測地系：世界測地系 投影系：UTM 測尺法：G. 999920				令和3年2月14日
使用手段の名称及び座標集				
点名	X座標	Y座標	座標点の種類	
635	-151776.716	-45682.244	境界点	
536	-151828.030	-40374.729	境界点	
1M1	-151707.132	-40372.419	境界点	
S2	-151754.551	-40356.485	境界点	

境界線種別			
田	コンクリート杭		
田	アスファルト杭		
田	アスファルト		
田	金目杭		
田	金目杭		
田	金目杭		

作成者

申請人

令和3年3月6日作成

縮尺 1/250

A3→A4縮小

請求番号：12-4

A3→A4縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(鹿児島県地方事務局管轄)
令和6年2月2日 福岡法務局

令和6年2月2日 福岡法務局

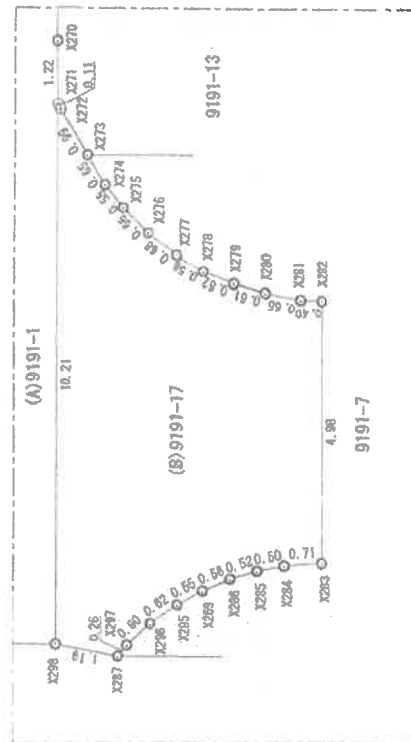
附錄

著作

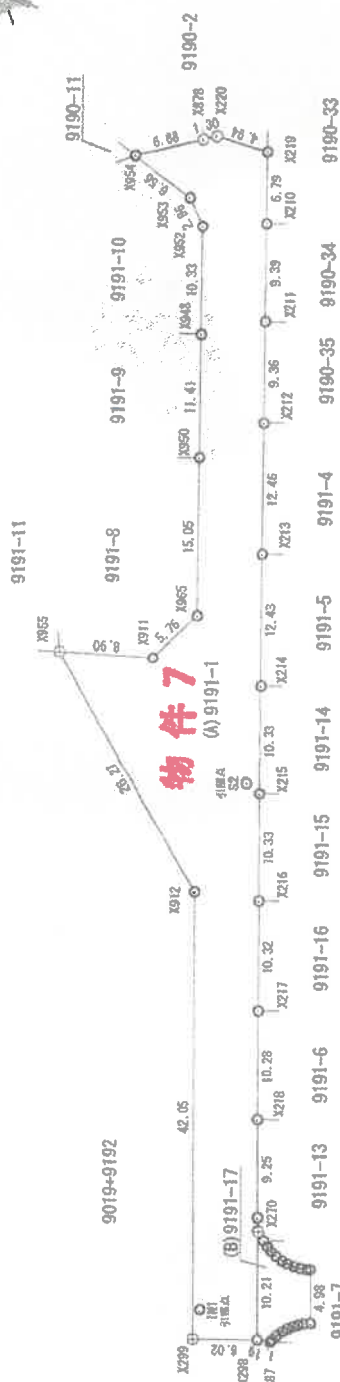
和 3 年 2 月 14 日作成)

人譜

縮尺 $\frac{1}{500}$



放大図=1/100



調査の経緯		使用上の注意事項		調査年月日	
調査系	世帯調査	原簿系	日系	総計係数	令和3年2月14日
点名	X 座標	Y 座標	傾	高	基準点
536	-151779.715	-45582.244	真鍮板	昭和45年時津系点	
536	-151826.030	-40374.729	真鍮板	昭和45年時津系点	
181	-151707.132	-40372.419	金鋼板	引張点	
22	-151754.551	-40356.485	金鋼板	引張点	

田	エンクリート状
田	ブスチック板
田	プレート
田	金属板
田	なし
田	引

地積測量図

地積測量圖 (1/2)

地 址 9191-1, -17

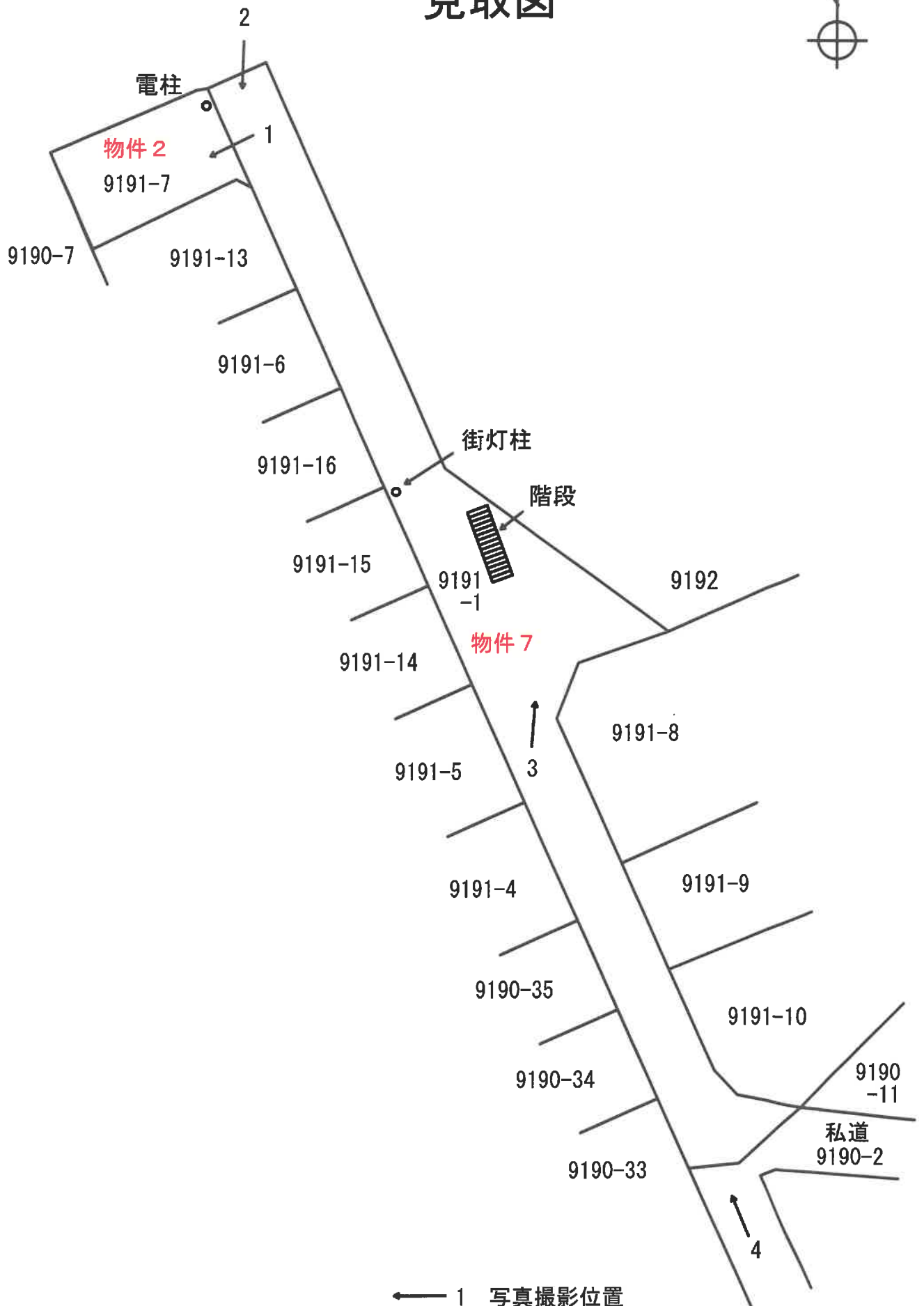
土地の所在

(1) 令和3年3月9日
9191番17は、9191番7に合筆

地積測量図

A3→A4縮小

見取図



現況写真

1



2



現況写真

3



4

